

タブレット端末の貸与に関する同意書

1 利用における注意事項

- (1) 「タブレットを活用するために」を守り、大切に使います。
- (2) 指示のないファイルのダウンロードや、ソフトのインストールをしません。
- (3) タブレットを使ってSNSへの書き込み、写真・動画の配信をしません。
- (4) インターネットで不適切なサイトの閲覧や投稿を行いません。

2 故障等の対応について

- (1) 故障・破損があった際は、速やかに学校に連絡します。
- (2) 亡失・盗難があった際は、速やかに学校に連絡するとともに、警察に届出します。
- (3) 登下校中や家庭での破損等による修理・交換等の費用は、保護者が負担します。
- (4) 故意・重過失による破損等での修理・交換等の費用は、保護者が負担します。

3 その他

- (1) 学校外での通信等にかかる費用については、保護者が負担します。
- (2) 貸与品の取扱いについては、学校の指示に従います。

田原市から貸与されるタブレット端末及び付属品（充電アダプタ・充電用ケーブル）について、学校や家庭等における学習用として、以上の内容を守って使用します。

田原市立赤羽根小学校

() 年 () 番

児童生徒氏名 ()

保護者氏名 ()